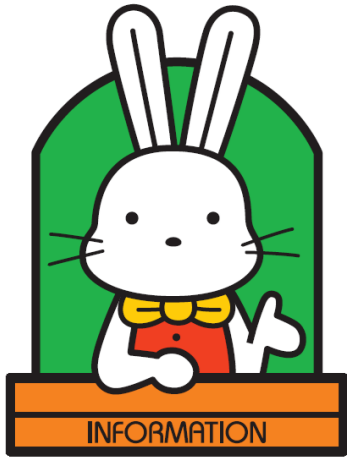


# 会議室使用料を



# コンビニでも お支払い

## いただけるようになりました！

※3階「福島市産業交流プラザ」会議室のみ対象です。

※4階、5階「福島県中小企業振興館」会議室（青色の納入通知書）は対象外です。

2024年11月1日以降、**白色の納入通知書**で発行された納入通知書は、**コンビニ又はスマホ決済アプリ**でもお支払いいただけます。

※従来通り、金融機関窓口でのお支払いにもご利用いただけます。

※対象店舗、対象スマホ決済アプリについては、白色の納入通知書裏面でご確認ください。

※2024年10月31日までに発行された**黄色の納入通知書**は、コンビニ支払いに対応していません。